

意見書

2011年10月29日

埼玉県知事 上田 清司 様

(写し)
埼玉県選挙管理委員会 様

川口市民オンブズマン
代表 村松幹雄

選挙に関する公費負担（選挙公営ポスター）のムダ使い防止について

平素より、市民オンブズマン活動へのご理解、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。
さて川口市民オンブズマンは標記の件について2011年10月3日附で知事に公開質問状を提出致しましたところ、お忙しいにも拘らず早期に回答を戴き感謝致しております。

この度、貴回答を川口市民オンブズマンの会議において検討し以下の結論を得ましたので意見書に取り纏め提出申し上げます。

1、貴回答に対する川口市民オンブズマンの意見（以下「意見」という）

-1、公開質問状、質問1、の貴回答に対する意見

地方財政法 第四条（予算の執行等）の定めに対し「必要且つ最小の限度を超えて支出していない」と判断されるならばその理由を御教示下さい。との質問に答えず「条例による公費負担限度の範囲内で適正に支出しております」とあるのみで、地方財政法 第四条（予算の執行等）に関する貴回答が示されていません。さらに貴文意に「・・・適正に支出・・・」とありますが、当会の質問に対して何らかの理由により具体的な説明が出来ない部分を「・・・適正に支出・・・」と曖昧に表現していると推測されます。公金の支出に関する法の解釈に関すること、および予算の執行説明義務の意識が欠如した回答であるといわれてもやむを得ない不十分な回答であり、当会としては納得致しておりません。

-2、公開質問状、質問2、の貴回答に対する意見

「条例を改定する意向の有無、条例を改定する期限など」

貴回答は「条例改正予定はありません」と明確な回答ですが、地方自治法及び地方財政法に従い公費負担を低減しようとする意識が見られません。上記-1、の貴回答と同様に公金の支出に関する法の解釈に関すること、および予算の執行説明義務の意識が欠如した回答であるといわれてもやむを得ない不十分な回答であり、当会としては納得致しておりません。

-3、公開質問状、質問3、の貴回答に対する意見

「掲示板に使用しなかった残余のポスターについて」

この質問は知事が立候補者として公費負担により作成したポスターに関するものであります。「候補者としての活動に関することであり、知事としての回答は控えさせていただきます」とありますが貴回答は論理において理解できないものであり、社会通念上も認めら

れるものではありません。

上記、回答-1と同様に当会の質問に対して何らかの理由により具体的な説明が出来ず「・・・回答を控えさせていただきます」と問題をすり替えたものと推測されます。

この貴回答は世俗的に言えば「やはり何かあるのだ？」との良からぬ推量を生じさせ、公金の支出に関する不信感を持たせるに十分な回答であり、当会としては納得致しておりません。

知事は日頃の活動におかれては明快な発言で県民の支持を得ておられますが、今回の貴回答は「公費負担により作成したポスター」の取扱いなどについて御自身が問題がある取扱いを認めておられる事実があった？ または他の候補者に対する影響を考慮された？ などにより、日頃の明快な御発言に反する結果となったのではないかと思量致しております。

川口市民オンブズマンはその活動を通じて市政、県政が無駄なく行われるよう願っているものであります。この事では知事と同様であると存じます。

選挙に関する公費負担は各地で不適切が指摘されるなど致しております。今回の貴回答にもその意味では納得致しておりませんが、今後は条例改正を含み適正な扱いがなされるよう強く希望いたします。

以上

川口市民オンブズマン
代表 村松幹雄

〒333-0821
川口市東内野 56-33
電話：048-295-0580